

平成20年6月18日（水）

枚方市議会 議会運営委員会 記録

議会運営委員会記録目次

平成20年6月18日（水）

| | |
|---|---|
| 出席委員 | 1 |
| 枚方市議会委員会条例第21条による出席者 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席状況の報告 | 2 |
| 開議宣告（午前10時9分） | 2 |
| 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する 請願 | 2 |
| 野口光男委員の質疑 | 2 |
| 石本建築事務所に対する仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委 託調査の回答を受けた後の経過について | |
| 官製談合事件の公判記録を枚方市が確認したか否かについて | |
| 報告書等の内部資料が庁内委員会に報告されたか否かについて | |
| 報告書等の内部資料が庁内委員会及び外部委員会に報告されたか否か について | |
| 第2清掃工場建設工事における棟別の概算設計金額を枚方市が把握して いたか否かについて | |
| 官製談合事件の公判記録を枚方市が所有しているか否かについて | |
| 官製談合事件の公判記録を情報公開請求により公開できるか否かにつ いて | |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会を設置し、検察庁に 官製談合事件の公判記録を請求した場合における入手の可否について | |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会を設置し、検察庁に 官製談合事件の公判記録を請求することの可否について | |
| 2004年12月28日付及び2005年1月6日付の報告書を資料と して提出することの可否について | |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置について要望 | |
| 休憩（午前10時38分） | 8 |
| 再開（午前10時46分） | 8 |
| 小野裕行委員の質疑 | 8 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願 を閉会中継続審査とすべきことについて要望 | |
| 西村健史委員の質疑 | 8 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置について要望 | |
| 請願第1号閉会中継続審査の申し出採決 | 9 |
| 散会宣告（午前10時52分） | 9 |

議会運営委員会 委員会記録

平成20年6月18日（水曜日）

出席委員（10名）

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 委員長 | 榎本正勝 | 委員 | 池上典子 |
| 副委員長 | 梶田義則 | 委員 | 三島孝之 |
| 委員 | 野口光男 | 委員 | 有山正信 |
| 委員 | 西村健史 | 委員 | 小野裕行 |
| 委員 | 堀野久兵衛 | 委員 | 堀井勝 |

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

| | | | |
|-----------|------|--------------|------|
| 市長 | 竹内脩 | コンプライアンス推進課長 | |
| 副市長 | 木下誠 | 堀川嘉久 | |
| 副市長 | 奥野章 | 財務部長 | 横田進 |
| 理事兼企画財政部長 | 井原基次 | 財務部次長 | 大西正人 |
| 市長公室長 | 岸弘克 | 総合契約検査室長 | 佐藤伸彦 |
| 企画財政部参事 | 福井宏志 | 総合契約検査室課長 | 高橋寛司 |
| 企画財政部次長 | 北村昌彦 | 総合契約検査室課長 | 西田豊樹 |
| 財政課長 | 宮垣純一 | 監査委員事務局長 | 田中達三 |
| 総務部長 | 長沢秀光 | 監査委員事務局次長 | 影林修 |

本日の会議に付した事件

1. 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願

市議会事務局職員出席者

| | | | |
|---------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 山下寿士 | 議事課係長 | 沖卓磨 |
| 事務局次長 | 伊藤隆 | 議事課主任 | 吉田章伸 |
| 庶務課長 | 式田多秀 | 議事課員 | 中村有紀子 |
| 議事課長 | 五島祥文 | 議事課員 | 井田昌誕 |
| 議事課課長代理 | 鈴江智 | 議事課員 | 遠山喬士 |

○榎本正勝委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況について報告します。伊藤事務局次長。

○伊藤 隆市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、10名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時9分 開議)

○榎本正勝委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、これから議会運営委員会を開き、請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願の審査を行います。

○榎本正勝委員長 審査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。

○榎本正勝委員長 これから審査に入ります。

請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願を議題とします。

○榎本正勝委員長 まず、理事者及び市議会事務局に対する質疑を行います。質疑はありますか。野口委員。

○野口光男委員 今回、3回目の継続審査になるわけですが、その間の議会等でも発言もさせていただいているわけですが、石本建築事務所が昨年11月及び12月に監査及び市の担当課に回答した、こういう回答文書の中身がちよっと納得いかない点が多いと、(資料を示す)市としてきちっと調査すべきやというふうに発言もさせていただいたわけですが、その後の経過について、説明をお願いしたいと思います。

○横田 進財務部長 これまでに、石本建築事務所につきましては、2回にわたって調査を行ってまいりました。今、その回答を得ておりますが、その内容から契約違反となるような事実は確認できておりませんので、それ以上の調査は行っておりません。

○野口光男委員 それ以降の調査をしていないということなわけですが、こちらの方に官製談合事件の公判記録があります。(資料を示す)これは、私、住民訴訟の原告ということで見ることができてるわけですが、この資料については、もう枚方市も見たのかどうか、ごらんになったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○横田 進財務部長 現在、刑事記録については本市顧問弁護士において入手をされ、住民訴訟の次回期日に向けてその内容を検討いただいておりますが、入手した連絡は今週に入ってからのものであって、市としては、まだ内容を確認しておりません。今後、内容を確認してまいりたいと考えます。

○野口光男委員 これを見れば、明らかに石本建築事務所がどのように設計作業を行ったのかということが書いてあります。そういうことも含めて、いまだに見てないという。私、これを見たんですけど、なぜ見ていないのかというのがちよっとわかりかねるわけですね。

きょうは、当然、議会の議運の場でこういうことが話されるということがわかっているわけですので、当然、その関係者の調書も入ってますのでね。石本建築事務所の関係者の調書もありますしね。そういう意味では、読んでないということについて非常に納得がいけない

わけですけれども、これを読めば、市として調査すべきだというようなことがわかるというふうにも思います。

この間、19年の7月19日に枚方市の第1回検証委員会で事務処理過程の報告がされていますけれども、これがホームページにも掲載されているわけですけれども、談合防止対策の構築に向けた取り組みについてという報告書が出されているわけですが、ここで「事務処理過程の調査結果を報告」というふうに書かれているわけですけれども、この中身について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○横田 進財務部長 ちょっと質問の趣旨がわかりかねるんですけれども。調査結果の報告といますのは、私どもがその提言を受けた後の対応をどういうふうな進め方をしているかということなんですか。

○野口光男委員 なぜそういうことを聞きましたかという、平成16年の10月から12月にかけて枚方市は工事費を大幅に縮小していったわけなんですけれども、当初、石本建築事務所が出してきた金額というのは非常に大きい金額だったと。これは全員協議会の中でも報告されていたと思いますが、96億円という設計の見積もり概算が出されたわけですね。

その後、10月から12月にかけて縮小していくわけですけれども、そこでの報告書、庁内の委員会の報告書がこちらの公判記録の中に添付されております。(資料を示す)ですから、いわゆる庁内委員会、庁内の会議のこういう記録がここに出されたのかどうかということをお聞きしたいんですけれども。

この庁内の調査報告では、その積算のやり方等について検証されているわけですね。どういう形でこの予算、工事費の見積もりをしたかということをお聞きの検証委員会で検証して、それをまた外部の調査委員会に報告をして、それで外部の談合防止対策についてと、こういうのができてきたわけですよ。(資料を示す)

こちらの方に2004年の12月28日に第2清掃工場の土木建築工事の予算についてという報告書が出されているわけですけれども、(資料を示す)この中身について報告がされているのかどうかということをお聞きしたいんです。

○長沢秀光総務部長 積算の推移ですか。それを、庁内の、いわゆる調査委員会の中で報告があったのかという、そういうことですか。

○野口光男委員 報告書があるね。

○長沢秀光総務部長 報告書が。全員協議会の中で当時の重点プロジェクト推進部の方が議会の方に御説明させてもらった、その中で、その経緯ですかね、そういったものについては、当然、調査委員会の方にも報告は上がっております。

○野口光男委員 私は、ここでの経過が報告をされたということはわかってるんですよ、全員協議会でね。ただ、具体的に、この前後に、石本建築事務所がずっとその設計をやり直しているんですよ、概算を、これは。ですから、96億円という金額を60何億円まで引き下げていった経過が石本建築事務所の資料にも載ってますし、その経過について、枚方市は検討会議を開いて、1回は中間会議を開いてるんですよ。中間報告書というのを出しています。これが2004年の11月24日です。

その後、先ほど言った報告書というのは、2004年の12月28日です。その翌年にも、2005年の当初にも、1月6日、土木建築工事の予算についてという報告書が出されて、

庁内の資料ですけれども、庁内のこういうパソコンで出された資料ですけれども、（資料を示す）これらの資料が内部の調査委員会、また外部の調査委員会に報告されているのかどうかということを聞きたいんですけれども。

○長沢秀光総務部長 額を順次軽減していったという経過については報告ありましたけれど、今、委員お示しの分についての具体的な資料の提出等はなかったというふうに記憶しております。

○野口光男委員 この資料を見ますと、私ども、議会で質問してきた幾つかの疑問点の答えがここに入っているわけなんですけれども。

一つは、石本建築事務所が設計をしたのかどうかという疑問ですね。これについても、この報告書を見ればですね、これは一方的な立場の人の御意見というふうに市の方は一貫して言っておりますけれども、その背景というのはわかりますし、もう一つは、この第2清掃工場の建築工事をなぜスーパーゼネコンの大林組1社で受けずに浅沼組と一緒にジョイントを組んだのかという背景も、これは読んだらわかるわけです。

なぜ最初に96億円という、プラントも含めたような予算ですよ、当初、枚方市は100億円で造ると言うてたわけですけれども、それ以外の建屋ですよ、管理棟、工場棟を含めて、それだけ大きな金額を出してきたのかという経過も、これを読めばわかるんです。これをやっぱり検証していくということが、非常に必要だというふうに思うんですけれども。

この経過の中で、もう一つは、石本建築事務所が枚方市に出した中では、いわゆる工場棟と管理棟と洗車棟と煙突と、すべてその金額が分けて概算で書かれてるんです。2004年の10月当初のこの資料ですね。（資料を示す）当然、予算を絞っていくわけですので、どこを絞るのかという検討をしなければならぬわけですから、それぞれの棟ごとの概算が出されているということなんです。それぞれ棟ごとに減額していくわけですけれども、当初、枚方市は、議会の方で、個別の建物の工事費はわからないと、このように言ってきましたよね。それ、ちょっと確認したいんですけれども。

私の質問は、工場棟、洗車棟、管理棟及び渡り廊下、煙突、守衛室、ポンプ室、そういう棟ごとの積算は、概算のやつは、枚方市に提出されているんです、それは。ところが、翌年、2005年の12月議会で西村議員が質問したわけですけれども、去年は私も質問しましたけれども、全体の積算をしたんだと。だから、個別の工事費というのはわからないんだということで、ずっと言ってきたわけなんですけれども。ところが、そんなはずないと、この間ずっと言ってきたんです。

それはなぜかという、積算ですので、それぞれの建物がどういう構造をして、どれだけの平米数で、どれだけの高さで、どれだけの鉄筋が要るのかというのがなければ予算を削れないというふうに言ってきたわけですけれども、やっぱりこの石本建築事務所からは、枚方市に対して、それぞれの概算の設計金額が出てたんです。これについて、枚方市は把握していたのかどうか、お伺いします。

○長沢秀光総務部長 今回の御質問につきまして、私自身は把握しておりません。

○野口光男委員 議会に対しては、全体で見積もりしたから個別のやつはないんですよというふうに言ってきたわけですけれども、この石本建築事務所以外の関係者が、いわゆる設計見積もりというのを全部打ち込んで石本建築事務所に渡したと。いわゆる設計見積もりを作っ

て、石本建築事務所に渡したと言っているわけです。ですから、石本建築事務所は設計をしてない部分が多々あるわけなんです。これは、関係者の発言ですので、そういうことも書かれているわけです。

CD-Rにその見積りの概算が打ち込まれているということは、要するに、概算のそういう設計ソフトが恐らくここに入っているわけなんです。ですから、この3回の、10月から12月にかけて3回、こういう概算の見積もりが出てきているわけですがけれども、平米数が変わっているんです、床面積が。床面積がどんどん縮小されるということで、当然、その設計の金額も、概算の金額も変わってきているということが、ここではわかるわけですがけれども。

一つは、どういう形でこの設計作業というのがされたのかと、これを検証するのが庁内また外部の委員会だと、このように枚方市は説明していたわけですがけれども、この辺のことについては何ら調査もされていないというのが今の実態だと、このように思うわけですがけれども。

やっぱり新たな情報が記載されている、こういう裁判記録、枚方市も弁護士が持っているということは、枚方市も持っているということになると思うんですが、それで間違いありませんか。

○長沢秀光総務部長 先ほど財務部長の方がお答えさせていただきましたように、弁護士の方には届いているという中で、今週に入って連絡をいただいておりますので、今後、内容の方を確認させていただくというふうに考えております。

○野口光男委員 枚方市が持っているということですね。だから、枚方市の所有物ですね。

○長沢秀光総務部長 住民訴訟の当事者としての立場の中で手に入れているということです。

○野口光男委員 ですから、この行政が持っている情報なわけですがけれども、これは、例えば市民の方が情報公開請求する、また議員が情報公開請求とした場合、これは見ることはできますか。

○長沢秀光総務部長 今、申し上げましたように、あくまで住民訴訟における訴訟資料としての刑事記録というふうな位置付けがあると、このように考えておりますので、多々法的な問題があるというふうに認識しております。どのように取り扱いをすべきものなのかという点につきましては、顧問弁護士とその取り扱いについては、当然、御相談させていただいた上でというふうに考えております。

○野口光男委員 情報公開請求したら市民は見るかどうかという質問だったわけですがけれども、今のところ、まだ結論、わからないという答弁でしょうか。

○長沢秀光総務部長 今、申し上げましたように、最終的には弁護士の方に確認をさせていただきますけれども、私どもが現在、刑事記録の取り扱いについてどのようなものなのかという点で調べた段階におきましては、基本的に刑事記録をそのような目途以外に出すということとはできないというふうに解釈しておりますので。ただ、その辺の最終的な確認については、顧問弁護士の方に確認をとりたいということでございます。

○野口光男委員 それでは、例えば市議会のこの場で、今、100条調査特別委員会の設置について継続審査しているわけですがけれども、これが設置されて、議会としてこの案件を調査すると、必要な資料として検察に対して同じようにこの公判記録を請求した場合、入手でき

るかどうか、お聞かせ願います。

○長沢秀光総務部長 その点につきましても、最終的に確認する必要はあるかと思えますけれども、今、申し上げましたように、この刑事記録につきましても、あくまで住民訴訟という大前提の中にありますので、仮に100条の中で要求があったときに実際に手に入れられるものかどうか、それについては、私ども、現時点で把握はできかねております。

○野口光男委員 議会の事務局の方にもお聞かせ願いたいと思うんですけれども、地方自治法の100条の第1項に書いてますけれども、これから判断して、この資料が請求できるかどうか、事務局としての見解をお聞かせ願いたいんですけれども。

ここの地方自治法第100条の第1項のところでは、(資料を示す)「公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」と、このように書いてあるわけですが、これは、ほかの資料では、国会のそういう調査権と同様のものであるというようなことも、国会の国政調査権に相当するものであるというような説明をしているところもありますけれども、事務局としての判断をお聞かせ願いたいと思います。

○山下寿士市議会事務局長 司法権との関係による限界についての御質問であると思えますけれども、今、行われております100条調査委員会を設置したとした場合、裁判内容について、その適否を判断するような調査については侵害をするというようなこととなりますので、それは100条の中では調査も含めてできないというように考えます。ただし、司法権の独立を侵害しない範囲においては、調査は可能であるかなというようには考えております。

○野口光男委員 裁判所と同一の事項について、100条調査を並行して行うことは可能だというようなことだと思うんですけれども。

これは『100条調査ハンドブック』という本なんですけれども、(資料を示す)全国市議会議長会の事務総長の方が言っているわけですが、「適時適切に行使することで、住民からの多種多様な期待によりの確に込められると期待している」というようなことで、こういう本が出ておまして、その中で、いわゆる調査権のことも書かれております。

桐生市ですか、100条調査委員会を開いておりますけれども、17年でしたかね。何年か前に、桐生市の方は100条調査委員会、17年7月20日に桐生市議会が報告書を提出してますけれども、ここの中を見ますと、まず最初にやられているのは、100条調査についてということをやっております。100条調査って一体どういうものなのかというようなことを確認して、調査を始めているわけですが、その権限ですね、それはどういう権限を持っているのかというようなことも含めて、やられているわけですが。

私としては、今、この資料については当事者しか見ることができません。枚方市、また、その住民監査請求をしている原告しか見ることができません。しかし、これを100条調査委員会を作って、議会として必要な資料として請求すれば、私は検察も提出してもらえると、このように思っております。これが100条の条文からすれば、当然、検察がこの資料を提出せざるを得ないというふうになると思います。

一体それはなぜかという、そういうことが100条では書かれております。これを拒否することはできないというようなことが書かれておるわけですね。ですから、やっぱり現時点で調査できることを調査するためにも、100条委員会というのが、設置が必要だという

ことなんです。

今、枚方市が持っている、この資料をいわゆる一般の市民も、また議員の人も見ることができないわけですから。この中には、いわゆる庁内の委員会の会議の記録もたくさん載っています。これは公開されていないわけですよ。

検討委員会とか検討会議ですね。皆さん御存じのように、第2清掃工場の学識者を入れた検討会議と検討委員会とあるわけですが、庁内の検討委員会でしたか、庁内のは検討委員会、第2清掃工場の建設のための検討委員会というのがありましたけれども、それとは別に、いわゆる関係部長が集まった会議もされております。必要に応じて、これはされているわけです。そのときに、どのようにしてプラントと、いわゆる工場と建屋ですね、これを分離するか一括でいくのかという部分も、ずっと会議の中では話されている面もあります。この予算の審議も、当然どういう形で予算を削っていくのか、減らしていくのかという中で、ずっとその庁内の会議も行われているわけですが、

そういう中で、やはり市としても、現在も契約案件が多々ある中で、枚方市の事務の在り方を問うためにも、この第2清掃工場の設計、石本建築事務所ですね、これについては、裁判とはもう関係ないわけです。今、行われている裁判とは関係ないわけですので。ただし、やっぱり、きっちり第2清掃工場の設計工事に係る部分として調査できるというふうに思います。そういう意味でも、100条委員会の設置をお願いしたいというふうに思います。

少なくとも、今、私が言った2004年の12月28日の分、また2005年の1月6日、これは報告書と書いてますけれども、これについては資料として提出していただきたいと、このように思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○榎本正勝委員長 もう一度お願いします。

○野口光男委員 2004年12月28日、内部資料と書いてあります報告書、第2清掃工場の土木建築工事の予算についてという部分と、2005年1月6日、内部資料、取り扱い注意と書かれている報告書、第2清掃工場の土木建築工事の予算についてという報告書です。よろしいでしょうか。

○長沢秀光総務部長 申し訳ございません。現在、私の手元の方に把握できておりませんので、まず、その確認をさせていただいた上で、その取り扱いについて、また御説明させていただきたいと思います。

○野口光男委員 今回、私が言いたいのは、今、庁内でも談合防止対策等検討委員会というのがやられていたと。しかし、ここでは出されていない資料もたくさんあったんじゃないかということをお願いしたいわけですが。それは、やっぱり議会としては調査権を持つ100条委員会を作って、きっちり調査すべきやということをお願いしたいというふうに思います。

これ、(資料を示す)全部見てませんのでね、私も。正直に言いますと、全部は見きっておりません、それはね。ですから、ほかにもそういう資料はあるかもしれませんけれども、現時点でそういう資料について請求したいというふうに思いますし、やはりそういうことも含めて、いわゆる調書の記録とか公判の記録とか以外にも枚方市のそういう持っている資料ですね、これを見ることによっても、この清掃工場の調査というのは十分できると思いますし、特に石本建築事務所の設計に係る部分については、きっちり調査すべきやというふうに思いますので、100条委員会の設置というのがやっぱり必要ではないかと、このように私

は思います。

○榎本正勝委員長 暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○榎本正勝委員長 委員会を再開します。

○榎本正勝委員長 他に質疑はありませんか。小野委員。

○小野裕行委員 今、野口委員からるる御説明もありまして、多数の市民の皆さんからも請願という形でこの100条委員会の設置について御意見があるわけでありましてけれども、私、やっぱりまだまだ公判が継続している中で、きちっとした結果を踏まえて、さらに、例えば刑事事件で裁けない部分を検証するとか、行政内部のいろいろ問題のあることを検証するとか、そういう作業をすることが本来100条委員会の設置の目的であると思いますので、まだ時間がかかるものだと思います。

さらには、議会としても、全員協議会とか、庁内の検証された結果とかを伺って、議会でもさまざまな取り組みをされています。それが、最終的に、この公判を終えた後に100条がなじむのか、全員協議会がなじむのかということも含めて、まだまだ検討する必要があると思いますので、今回の議会運営委員会の中では、私は継続してまだまだ審査をすべきであると思いますので、よろしくお願いいたします。

○西村健史委員 この件は、今、野口委員などがいろいろ質疑、この間してきました。私どもは一貫して、例えば私も裁判を一貫して傍聴していますが、大林組の元顧問が図面の作成に協力したと。ところが、実際は詳細は不明だと、本件に限らずと。この間、私どもがずっと指摘してきましたことに対して、真摯に答えていない。それに対して、これは実際、法的には問題ないということで、先ほど横田さんもおっしゃったんですけれど、これでは全然解決しようと、枚方市自身が、いわゆる自浄能力を発揮してこれを明らかにしようとするというのは、やっぱりないわけですね。

だから、そういう意味で、私ども日本共産党は、本当にこれは、今、即刻、裁判してることを何もやろうとしているんじゃないわけです。大林組ルートというのは御承知のとおり、元顧問というのは執行猶予が付いて、そして、それに基づいてもう結審したわけです。一審で結審したんです。地裁で結審したということなんですよ。罰金刑を付けてね。ところが、元警部補の方は、1,000万円という形で付いて、そして実刑判決でした。これは、今度7月に高裁判決、二審の公判が始まるわけなんですけれど、私たちはそういう状況の中で、今、枚方市の議会、私ども議会としてできることがあるのではないかと。

それは何かといたら、大林組ルートはもう終結しました。そしてまた、同時にこの石本建築事務所についても、市当局は、いわゆる具体的な記録なく詳細が不明ですとか、大林組が入っていた可能性がありますとか、こういう本当にあいまいな言葉でそれを濁そうとすると、終わらせようとする。こういう態度というのは、議会としては市民に対して、これだけ全国的に有名になったものを、枚方の議会が何しとるのかと、こういうふうにやっぱり言われかねないというふうに思いますのでね。

これは、やっぱり即刻、私たちはぜひとも今できることがあるんだから100条調査を開こうと、こういうことがあります。だけど、ほかの議員の方々が圧倒的に多数で、例えば継

続とかおっしゃるんだったら、私たちは、これは100条調査というのは絶対つぶしてはならないという立場を持っていますからね。それは皆さんと御一緒に、私たちは100条調査を開くために頑張っていきたいと思っています。これは議会で決めることですからね。

○榎本正勝委員長 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○榎本正勝委員長 お諮りします。

本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○榎本正勝委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめることに決しました。

○榎本正勝委員長 お諮りします。

本件については、今後なお慎重な審査を必要とするため、議長に対し閉会中継続審査の申し出をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○榎本正勝委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に対し閉会中継続審査の申し出をすることに決しました。

○榎本正勝委員長 以上で、本委員会に付託された事件の本日の審査はすべて終了しました。

よって、議会運営委員会はこれをもって散会します。

（午前10時52分 散会）